

生駒市タブレット端末家庭活用ガイドライン

令和2年12月
生駒市教育委員会

1. 目的

国のGIGAスクール構想に基づき整備されたタブレット端末を、家庭での自宅学習で活用する際に必要なルールを示すことを目的とする。

2. 必要な物品

自宅学習を行うためには、原則、タブレット端末と回線(インターネット接続環境)が必要となる。

3. 物品における注意事項

① タブレット端末(Chromebook)

ログインするにはGoogleアカウントとパスワードが必要。

② 回線(無線(Wi-Fi)など、インターネットの利用ができる接続手段)

・家庭の無線(Wi-Fi)環境への接続は、保護者が行うこと。

・インターネット接続に係る通信料や充電に係る費用については、保護者負担とする。

無線環境がない家庭には、令和3年5月までは、教育委員会でモバイルWi-Fiを貸し出す。

それまでの間に無線環境を整えること。

4. 利用における注意事項

利用者は、以下を厳守すること。

① 端末の回線接続に関するサポートは、学校では行わない。

② 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。

③ 端末の近くでの飲食は禁止とする。(端末を机上においたままその机で食事するなど)

④ ユーザーIDとパスワードは、他人に教えないこと。

⑤ 端末は、自宅で充電を行うこと。

⑥ 端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。

※破損等の不具合が生じた場合、遅延なく学校へ報告し指示を仰ぐこと。

※借用者の重大な責めに帰すべき事由により、故障などが発生した際には、借用者が実費を弁済すること。

※盗難等の被害にあった際には、警察に届け出、証明を受けること。

⑦ 端末利用において不具合が生じた場合、遅延なく速やかに学校へ報告すること。

学校を通じて、修理の手配などを行うので、個人での修理はしないこと。

⑧ USBメモリなどの外部装置・周辺機器への接続及び利用を禁止する。

⑨ GooglePlayの利用やAndroidアプリの利用を禁止する。

⑩ 学習に関係のないサイトへの閲覧・利用、写真・動画の配信は禁止する。

⑪ 学校などへのシステムを調べたり破ったりする行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷などは禁止する。

5. その他

本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、教育委員会で協議決定する。

生 教 指 第 520 号

令和 2 年 12 月 9 日

学校長殿

生駒市教育委員会

教育長 中田好昭

生駒市タブレット端末家庭活用に関するガイドラインについて

平素は、生駒市の学校教育に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、生駒市教育委員会では、国の GIGA スクール構想に基づき整備されたタブレット端末を、家庭での自宅学習で活用する際に必要なルールを示すことを目的とし、別紙のとおりガイドラインを策定しました。

つきましては、別紙保護者宛「GIGA スクール構想に基づくタブレット端末の貸し出しについて」と「タブレット端末借用証書」を配布いただき、各校タブレット端末の活用を進めていただきますようお願いいたします。

また、別紙「参考資料」を確認いただき、各学校でのタブレット端末を取り扱う際の約束を定め、情報モラルや情報機器の適切な取扱い等の情報リテラシーについてご指導いただきますようお願いいたします。

令和2年12月10日

保護者の皆様へ

生駒市 教育委員会

教育長 中田 好昭

GIGA スクール構想に基づくタブレット端末の貸し出しについて

本市では、文部科学省が提唱する「1人1台端末」の早期実現や家庭でもつながる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を他市に先駆けて進めてまいりました。

今般、これらICT機器・環境が整備されたことから、児童・生徒の学習に対する興味や関心をさらに高め、相互に共同した探求学習ができるなど、子どもたち一人ひとりに個別最適化された学びや創造性を育む学びの実現ができるようになりました。

これらICTの活用については、学校での利用は当然ですが、子どもたちがタブレット端末を鉛筆やノートと並ぶ「新しい文房具」として日常的に使うことや今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴う「学びの保障」を効果的・効率的に行うために、タブレット端末の持ち帰り学習を実施します。

つきましては、各家庭におかれましては、市からの貸し出しにあたって、下記の事項にご留意いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 貸し出し対象について

市立小中学校に在学する児童生徒

2. 貸し出し端末について

NEC 製タブレット端末「Chromebook Y2」

ACアダプター

3. タブレット端末の貸し出しについて

別紙「タブレット端末借用証書」に署名の上、学校への提出をお願いします。

4. 端末のフィルターについて

学校内で端末を使用する際には、有害サイト等へのアクセス制限がかかっていますが、ご家庭のネットワークに接続して使用する際にも同様のフィルターがかかるようになっていきますので、安心してお使いいただけます。

① 「@e-net.nara.jp」のドメインによる制限

- ・YouTube の内容(アダルト、暴力など)
- ・GooglePlay の利用
- ・Android アプリの利用

※県域のドメインによる共通の規制がかかっています。

② Web サイトの制限

- ・アダルト ・薬物 ・ギャンブル ・ゲーム ・違法コンテンツ ・プロキシ ・フィルター回避
- ・詐欺 ・SNS(Twitter,Facebook,LINE 等) ・マルウェア

※適切な Web 検索が行えるように閲覧制限をしています。

また、Web アクセスの履歴を調査・確認することがあります。

5. 運用について

① GIGA スクール構想の趣旨に基づき、学習に使用するものとします。

公序良俗に反することや、違法行為、極端な生活リズムを崩すような利用はさせないでください。

② 新型コロナウイルス感染症による急な臨時休校に備えるためにも、基本的に持ち帰りを前提とした運用を行います。学校外での利用における、インターネットの接続に係る通信料や充電に係る費用については、ご家庭でご負担をお願いします。

③ 紛失や故意の破損については、弁償を求めることがあります。

故障や破損、紛失、盗難などがあった時は、速やかに学校に申し出てください。学校を通じて、修理の手配などを行いますので、個人での修理は行わないでください。なお、盗難などの被害にあった際には、警察に届け出て、その証明を受けてください。

④ 端末の利用に関して、学校でも情報モラルや情報機器の適切な取り扱い等の情報リテラシーに関することについて指導していきます。

タブレット端末借用証書

タブレット端末を下記の内容で、借用いたします。

記

1. 借用物:タブレット端末 1台(ACアダプター含む)
2. 借用期限 令和 3年 3月24日
(ただし、次年度も同一校に通学することが決まっている場合は、継続して利用します。)
3. 使用期限にかかわらず、使用しなくなったときは、速やかに返却します。
4. 借用物を改造しません。
5. 借用物について、故障、破損、紛失等の事故(以下、「故障等」という。)が発生したときは、速やかにその旨を教育委員会に報告し、その指示に従います。ただし、借用者の重大な責めに帰すべき事由により故障等が発生したときは、借用者が実費を弁済します。
6. 借用物を譲渡し、又は転貸しません。

以上

令和 2年 月 日

生駒市立_____学校

____年 ____組 ____番 お子様氏名_____

保護者氏名_____

【参考資料】

タブレット端末を使うときの約束

令和2年12月〇日

〇〇〇〇学校

学習内容をよく理解し、より豊かな学びをしていくために、タブレット端末を上手に活用していくことが大切です。タブレット端末はみなさんの学習に役立てるための学習用具です。便利ですが、心配されることもたくさんあります。

そのため、「タブレット端末を使うときの約束」を定めました。みなさんでこの約束を守り、タブレット端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1. 目的

・学校で貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動にかかわること以外には使ってはいけません。

2. 使用する場面

- ・学校と家庭以外では使用しません。
- ・登下校中は、タブレット端末をかばんから出しません。
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- ・持ったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- ・カバンの下に置いたり、カバンの底に入れたりしません。
- ・水をかけたり、湿気の多いところでは使いません。また、日光の下やストーブの近くなどには置きません。
- ・指でふれる、または、専用ペンを使うようにする。えんぴつやペンでふれたり、落書きをしたり、じしゃくをひっつけることなどは絶対にしません。
- ・タブレット端末にシールを貼りません。

3. 保管

- ・家庭での保管は、家の人の目につくところに置いておきます。

4. 学校で使う場合

- ・先生の指示をよく聞いて使います。
- ・休み時間や放課後に使うときは、先生の許可をもらいます。

5. 家庭で使う場合

- ・使用する時間は、家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休憩しながら使います。

- ・寝る 30 分前は使いません。
- ・持ち帰ったときは、自宅で十分に充電をしておきます。

6. 安全な使用

- ・インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまった時はすぐに画面を閉じ、家の人に知らせます。

7. 個人情報など

- ・タブレット端末を他人に貸したり、使わせない。
- ・自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上に絶対にあげない。
- ・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込まない。
- ・アカウント・パスワードなど他人に知らせない。

8. カメラで撮影

- ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。また、撮影した写真や動画を他のことに使用しません。

9. データの保存

- ・タブレット端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。

10. 不具合や故障

- ・家庭でこわれたり、なくしたりした時は学校に電話します。(土日・祝日は除く)
- ・故障・破損における事由によっては、修理代を保護者の方に負担してもらう場合があります。